
I はじめに

近年、家庭や学校で飼われる動物の数や種類が増加しており、それにともなつて動物取扱業で取り扱われる動物も増加しています。多くの人々はそれぞれの動物の快適環境、心身の健康に配慮し、適正に飼養していると思われませんが、残念ながら、残虐に殺傷したり、必要な世話もせず放置したり、遺棄したりという動物虐待事件が、毎年のように発生していることも現状です。

これらの現状を踏まえ、生命尊重・動物福祉の普及啓発、飼育環境・健康管理の改善指導等を通してこれらの動物虐待を未然に防ぎ、真に人と動物が共に暮らせる社会を目指すことが、動物愛護管理行政の課題となっております。

「動物の愛護及び管理に関する法律」第44条において愛護動物をみだりに殺傷した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、愛護動物に対しみだりに給餌・給水をやめ衰弱させる等の虐待を行った者は50万円以下の罰金、愛護動物を遺棄した者は50万円以下の罰金となっております。

虐待・遺棄が発生した場合は、マスコミにも取り上げられて、社会的な話題となることもあります。これらの動物虐待・遺棄を防止するための普及啓発、指導は動物愛護管理行政の重要課題であるといえます。

本書は、虐待・遺棄と判断された判例を収集・調査・分析し、例示するとともに、海外における虐待の判例を例示しています。動物の虐待・遺棄を防止するための普及啓発等の資料として活用していただくことを目的としています。